

一般社団法人 日本数学会の役員報酬・退職金に関する規程

平成 23 年 9 月 28 日理事会決定

2012 年 4 月 1 日改正¹

(総 則)

第 1 条 この規程は、定款第 2 3 条に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第 2 条 この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

付 則

この規程は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日より施行する。

¹ 2012 年 4 月 1 日に一般社団法人移行に伴い字句の修正を行った。